

## 仕様書

### 1 業務名

令和3年度データ連携基盤活用実証プロジェクト実施委託業務

### 2 業務の目的

本県では、データ利活用、データ流通によるデジタルトランスフォーメーションの動きを支えるため、行政が保有・公開するデータをはじめ、民間事業者など様々な主体が有するデータを流通・連携させ、分野横断でのデータ利活用を可能とするデータ連携基盤の活用について検討を進めるべく、データ連携基盤の実証環境を構築しているところ。

本事業は、データ連携基盤へ、様々な主体からの参画を促し、当該基盤を活用したユースケースを生み出すため、データ連携基盤の実証に参画し、当該基盤を活用したアプリケーション開発やデータ利活用に向けた実証プロジェクトを行う事業者を企画提案公募方式により募集するものである。

### 3 業務内容

#### (1) データ連携基盤を活用したアプリケーション開発、データ連携

- ・データ連携基盤を活用し、地域の課題解決や新しい価値の創造につながるようなアプリケーションの開発を行うこと。アプリケーションは提案者において開発、リリースし、次年度以降も展開を検討するものであること。（県に納品し、県が展開するわけではないことに留意すること。）
- ・自社又は他社のデータについて、データ連携基盤へのデータ連携、登録を行うこと。アプリケーション開発や基盤へのデータ連携基盤へのデータ連携を通じて、データ連携基盤の実証に参画すること。
- ・なお、県にて調達するデータ連携基盤（実証環境）は11月に整備予定である。公開範囲は連携基盤の実証実験参加者内である。（調達するデータ連携基盤の概要は添付資料のとおり。）

#### (2) 事業状況の報告、及び実証事業内容の見直し

- ・月に1回、定例会を開催し、県に進捗状況を報告するものとする。
- ・受託者または県が委託業務の中で事業の継続に深刻な影響を与える課題（または、深刻な影響を与える可能性が高い懸念事項）を発見、または予見した場合、直ちに課題解決に向けた対応案を検討し、定例会の開催を待つことなく県に報告を行うとともに、県と協議・共創を行った上で対処を決定し、委託事業の中で実行及び課題の解決を確認する。
- ・この他、月1回の定例会以外で報告が必要な事象が発生した場合は、臨時定例会の開催を県に依頼する。

#### (3) 報告書、計画書の作成

- ・委託期間内に上記（1）の実績をまとめた報告書及び次年度以降の展開を記載した計画書を作成、提出すること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

#### 5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。協議により一部前払いも可とする。

#### 6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後20日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。